

一般社団法人日本臨床検査医学会臨床検査項目分類コード（Ver.11）の概要

I. 臨床検査項目分類コード（Ver.11）開発の経緯

臨床検査項目分類コードは、1962年に日本臨床病理学会（現在は、日本臨床検査医学会）が検討を開始し、医療情報システムの普及や医療機関同士の情報交換を円滑に行うため、医療情報システムが標準的に使用する検査項目コードとして設定された。改定を重ね、1997年に第10回改訂（JLAC10）として公開し、メンテナンスを継続している。その間に臨床検査項目における厚生労働省の標準マスターにも認定された。

しかしながら、医療機関同士の情報交換の観点からはそれほど普及はしておらず、一方で、片側で特定健診、生活習慣病等、医療機関から収集された検査データの分析、MID-NETによる副作用情報の分析等、検査データの2次利用での標準検査コードの利用という新たなニーズも発生してきた。

そこで、日本臨床検査医学会では、臨床検査項目標準マスター運用協議会を設立し、検査データの2次利用に有効に利用できることを主目的にした新たな臨床検査項目分類コード（Ver.11）（以下、JLAC11という）の開発に着手した。

（参考）臨床検査項目標準マスター運用協議会への参加団体

- 一般社団法人日本臨床検査医学会（JSLM）
- 一般社団法人日本医療情報学会（JAMI）
- 一般社団法人日本臨床検査薬協会（JACRI）
- 一般社団法人日本衛生検査所協会（JRCLA）
- 一般社団法人保健医療福祉情報システム協議会（JAHIS）
- 一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

II. JLAC10（17桁コード）の利用にあたり指摘されている問題点

JLAC10（17桁）コードを利用するにあたり、次のような問題点が指摘されている。

- ・ 付番するのに時間がかかる。
- ・ 相当の知識がないと付番できない。
- ・ 付番者によって付番結果がばらつき、唯一性が確保できない。
- ・ 体外診断用医薬品毎に付番例が公開されるとよい。
- ・ 2次利用によるデータ分析で単位があると便利である。

これらの問題点の解決することをJLAC11開発の主眼とした。

III. JLAC11 について

I. 基本コード体系

「臨床検査項目分類コード (Ver.11) (以下, JLAC11 という)」は5つの要素区分よりなり、それぞれ、(1)測定物コード、(2)識別コード、(3)材料コード、(4)測定法コード、(5)結果単位コードと称する。

(1)測定物コード

JLAC11の第1構成要素である測定物コード (5桁) は、所定の付番ルールに基づき、測定対象物質を識別するために用いる。測定物コードは、他要素には従属せず、独立したコードとして付番する。

(2)識別コード

JLAC11の第2構成要素である識別コード (4桁) は、検査結果の属性 (表現型、意味型) を識別するために用いる。識別コードは、他要素とは独立して付番する「識別 (共通)」と、測定物コードに従属する「識別 (固有)」があり、各々のコード帯に違いを設ける。
(補足; JLAC10識別コードとの関係)

JLAC10の識別コードと結果識別コードの機能を組み合わせて定義した。

(3)材料コード

JLAC11の第3構成要素である材料コード (3桁) は、検査材料を識別するために用いる。材料コードは、他要素には従属せず、独立したコードとして付番する。

(4)測定法コード

JLAC11の第4構成要素である測定法コード (3桁) は、測定法を識別するために用いる。体外診断用医薬品の場合は「測定法名称と個々の商品名称組み合わせ」、検体検査用の医療機器の場合は「個々の機器」で識別する。測定法コードは、測定物コードに従属するコードとして付番する。

(補足; JLAC10測定法コードとの比較)

測定法名称に体外診断用医薬品の場合は個々の商品名称、検体検査用の医療機器の場合は個々の機器名称を追加し、測定法コードの特定を容易にした。

(5)結果単位コード

JLAC11の第5構成要素である結果単位コード (2桁) は、検査結果の単位を識別するために用いる。結果単位コードは、他要素には従属せず、独立したコードとして付番する。

(補足)

JLAC11に新たに追加した構成要素である。

2. JLAC検査名称

(1) 概要

JLAC 検査名称は、JLAC11 にて新たに設定した JLAC 独自の名称である。付番時の「ガイド」として利用することを目的とする。

(2) JLAC 検査名称の構成

- ① JLAC 検査名称は、主に測定物（5桁）、識別（4桁）、材料（3桁）の12桁のコードの組み合わせに対して表現される。
- ② 補助的な要素を、名称の後に括弧つきで付記することができる。補助的な要素とは、別名および特に指定する測定法などとする。
例) 蛋白（髄液一般検査）、赤血球数（RBC）
- ③ 測定結果の表現型や一連の測定結果（固定識別）については、名称の後にハイフンを付けて表現することができる。
例) HBs 抗体 - 測定値、血液像 - リンパ球（%）

IV. その他

- ・ 標準コード化が特に期待される臨床検査項目について市販されている体外診断用医薬品（一部検体検査用医療機器）に対照させたJLAC10/11コードが収録された「臨床検査項目基本コードセット」がMEDISから公開されている。
<http://www2.medis.or.jp/master/kensa/index.html>
- ・ JLAC10とJLAC11は、当面の期間、併行運用する。

(余白)